

令和 4 年度成年後見支援センター 事業計画

1 取組方針と課題

◎取組方針

第 1 期成年後見制度利用促進計画が令和 3 年度末で終了し、令和 4 年 3 月には第 2 期成年後見制度利用促進計画が発表された。第 2 期計画に基づき、権利擁護に向けた取組をより充実させていくのは必須だが、その中で特に優先して取り組むべき事項として、任意後見制度や保佐・補助類型の利用促進、担い手の確保・育成等の推進、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進等が挙げられている。また地域連携ネットワークの具体的な取組等により、早期に権利侵害を発見して権利回復支援を行っていくことが求められている。

本市では、今年度より、成年後見支援センターを中核機関化すると同時に、支援対象範囲に厚真町、安平町、むかわ町の東胆振 3 町を加えたところである。

センターとして、今後はより一層、権利擁護支援に関して中心的な役割を果たしていく必要がある。

◎機能ごとの現状と課題

(1) 広報機能

令和 3 年度は、一般市民向け講演会と相談会を同時開催した。相談会に寄せられた内容は後見や相続に関するものが多く、一定のニーズがあることが確認できた。

(2) 相談機能

地域包括支援センターの地域ケア会議、ケース会議、相談支援事業所のケース会議に参加することが多くなった。関係機関が広く権利侵害を発見するようになり、成年後見支援センターの業務に対する理解も進んできていると感じるが、一方で、多世代に渡る複合的な課題を抱える世帯が増えており、早期に権利擁護支援に着手していく必要がある。

(3) 利用促進機能

受任調整会議は毎月開催しており、審議件数も増加している。後見人候補としては、法人や市民後見人という意見が圧倒的に多いが、法人後見・市民後見人とも手一杯の様相になってきている。特に、法人後見では在宅の知的・精神障害者を受任するケースが多くなってきているため、支援の頻度が増え、業務を圧迫しつつある。

(4) 後見人支援機能

専門職への支援については依頼があれば対応しているが、親族後見人への支援については、家庭裁判所の協力を得て広報を実施している程度であり、具体的には行っていない。また、昨年度は、センターへ専門職後見人への苦情が寄せられたこともあり、今後、後見人の苦情を受け付ける窓口や委員会等の設置について検討していきたい。

2 重点取組項目

◎権利擁護相談の浸透

- ・中核機関として広く権利擁護支援に取り組み、早期に権利侵害を発見し、対応していく。
- ・市役所のふくしの総合相談窓口や介護福祉課・障がい福祉課等とも、より一層の連携体制をとっていく。

- ・新たに支援対象となった東胆振 3 町については、各町と連携し、早期に権利擁護支援を実施していく。
- ・引き続き、行政、地域包括支援センター、相談支援事業所等の困難ケース・カンファレンス等に積極的に出席していく。

3 具体的な取組予定

(1) 広報機能

○市民向け講演会の開催

- ・苫小牧市：10月開催予定
- ・3町：開催予定（時期未定）

○市民向け相談会

- ・苫小牧市：7月、10月、2月予定。市民活動センター、コミセン（東部、西部）
- ・3町：開催予定（時期・場所未定）

(2) 相談機能

- ・地域ケア会議、カンファレンス等に随時参加する
- ・今年度より、弁護士を入れたケース相談会（通称：TM ネットワーク会議。原則毎月第3水曜日）を開催し、早期に権利擁護支援に着手していく（地域連携ネットワーク）
- ・市役所等の相談窓口への一次相談支援（研修等）の実施
- ・3町については、随時ケース相談や同行支援等を行っていく

(3) 利用促進機能

- ・マッチングについては、可能な限り申立人と同行し、事前に本人とも会って申立ての趣旨及び受任候補者の希望を確認する
- ・申立て時に裁判所に提出する意見書について、現在記載している後見事務の課題のほか、支援機関等も記載し、センターがコーディネートしていくことを明確にする。
 - ①TM ネットワーク会議（権利擁護の相談支援機能）
 - ②意見書に課題及び支援機関を明記（権利擁護支援チームの形成支援機能）
 - ③選任後のカンファレンス（権利擁護支援チームの自立支援機能）
- ・市民後見人養成講座については、受講者を一定数確保し続けなければ、リレー方式による後見人交代ができなくなるため、周知方法を検討するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、最初から ZOOM での参加も想定して実施していく
- ・市民後見人養成講座：苫小牧市は2回、3町は1回（令和4年度は安平町）実施予定

(4) 後見人支援機能

○市民後見人のフォロー体制

- ・年4回の業務報告の確認
- ・後見監督の継続
- ・相談への対応（随時）

○後見人支援についての検討・実施

- ・家庭裁判所の協力を得て、親族後見人支援についての広報を継続
- ・後見人支援のためのカンファレンス等の調整・開催
- ・意思決定支援についての研修、意思決定支援ミーティング、後見支援計画等に着手
- ・後見人への苦情に関する窓口・委員会等の設置検討

4 主な事業の実施時期

(1) 第11期～12期市民後見人養成研修

- ・苦小牧市では、6月・1月予定（市民活動センター）
- ・受講時間を30時間程度とし、受講者の負担軽減を図る
- ・3町については、安平町にて7月から開催予定

(2) 市民向け講演会・相談会

- ・苦小牧市では、10月に講演会を予定（市民活動センター多目的ホール）
- ・その他、相談会のみ7月・2月に開催予定
- ・3町については、9月に講演会、11月に相談会を実施予定

(3) 市民後見人フォローアップ研修（後見支援員登録者研修）

- ・6月、9月、2月予定

(4) 市民後見人研修（名簿登録者）

苦小牧市、3町ともに11月に実施予定

(5) 家庭裁判所との懇談会

- ・専門職、市役所、3町、各町社協等により、12月実施予定

5 その他の課題について

- ・権利擁護についての専門性を持った人材の確保と養成
- ・行政の連絡会議等との連携方法（地域連携ネットワーク）
地域包括支援センター運営協議会、自立支援協議会等既存の協議会と成年後見支援センター運営協議会との関係と整理
- ・運営協議会の体制について
⇒権利擁護という視点から、医師、金融機関、民生委員、消費者協会等の参加も検討
- ・身元引受人、身元保証人がいない場合の弊害と解決策についての検討
- ・任意後見制度、死後事務等の事業調査